

I. 定期報告の対象

1. 集会場（公会堂を含む）の取扱い

神戸市建築基準法施行細則第7条に定める集会場は、以下の建築物のうち、1室の床面積が100㎡を超える集会室がある建築物とする。

- (1) 公会堂、公民館
- (2) 文化会館、市民ホール
- (3) 結婚式場、葬祭場・セレモニーホール
- (4) 宗教施設関係の集会場
- (5) ホテル内の宴会場
- (6) その他、多数の人が集会する建築物

2. 附属駐車場の取扱い

対象建築物と同一棟の附属駐車場が、以下の条件をすべて満たす場合は、駐車場部分も対象の用途に供する部分に含むものとして取扱う。

- (1) 管理権限者が同一
- (2) 利用者が同一又は密接な関係
- (3) 利用時間がほぼ同一

3. 令第117条第2項区画の取扱い

令第117条第2項区画のある建築物については、そのいずれかに対象となる部分があれば、建物全体を一体として対象建築物として取扱い、調査範囲は建物全体とする。

【関連法令等】法第12条，令第117条第2項

【実施年月日】平成21年8月18日